

一般社団法人島根県警備業協会慶弔規程

平成27年8月24日全面改正

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人島根県警備業協会（以下「協会」という。）定款第51条の規定に基づき、会員及び協会の役員等並びに会員の役職員（職員は警備員及び警備に係る業務に従事する者に限る。）に係る慶弔及び見舞金に関して必要な事項を定め、もって協会の円滑な運営に資することを目的とする。

(祝金等)

第2条 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与、所属の講師及び会員に次の慶事があった場合は、別表に定めるところにより協会会長名による祝金等を贈ることができる。

- (1) 会員の創立記念式典等の開催
- (2) 会員の社屋の新築
- (3) 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与、所属の講師の結婚
- (4) 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与、所属の講師の叙位・叙勲又は褒章の受章
- (5) 前各号のほか、会長が祝辞を表することを必要と認め、理事会の承認を得たとき。

(弔慰金等)

第3条 次に掲げる者が死亡した場合は、別表に定めるところにより協会会長名による弔慰金等を贈ることができる。

- (1) 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与及び所属の講師
- (2) 会員の役員
- (3) 会員の職員（職務遂行中に職務の為に死亡した場合に限る。）
- (4) 協会の役員、委員長経験者（会員事業所在籍者に限る。）
- (5) 協会の顧問、参与経験者（退任後5年以内の者に限る。）
- (6) 前第1号の配偶者及び1親等の親族
- (7) 前各号のほか、会長が弔慰を表することを必要と認め、理事会の承認を得たとき。

(見舞金等)

第4条 次に掲げる者が傷病等により概ね30日以上入院加療又は在宅療養し、若しくはこれらのことが見込まれる場合は、別表に定めるところにより協会会長名による見舞金を贈ることができる。

- (1) 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与及び所属の講師
- (2) 会員の代表者及び職員（職員は職務を基因とする傷病に限る。）

- 2 会員の社屋が災害等により全半焼又は全半壊したときも前項と同様に別表により協会会長名による見舞金を贈ることができる。

(適用除外)

第5条 前2条の規定は、本人の故意若しくは重大な瑕疵があると認められるものについては、適用しない。

(連絡)

第6条 会員は、第2条～第4条に該当する事案が生じたときは、速やかに会長に連絡するものとする。

(慶弔記録)

第7条 弔慰金又は見舞金を贈呈したときは、慶弔記録簿（別記様式）に記録し、10年間保存しておくものとする。

附則

この規程は、平成元年3月17日から施行する。

この規程は、平成27年8月24日から施行する

別表

一般社団法人島根県警備業協会慶弔贈呈額表

	該 当 事 項	贈 呈 金 額 等
祝 金	会員等に次の慶事があった場合	
	1 会員の創立記念式典等の開催	祝金 1 万円
	2 会員の社屋の新築	
	3 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与、所属の講師の結婚	祝電 祝金 3 万円以内
	4 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与、所属の講師の叙位、叙 勲の受章	祝金 2 万円以内
	5 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与、所属の講師の褒章の受 章	祝電 祝金 2 万円以内
	6 前各号のほか、会長が祝辞を表することを必要と認め、理事会の 承認を得たとき。	祝電 祝金 3 万円以内
弔 慰 金	次に掲げる者が死亡した場合	
	1 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与、所属の講師	弔電 弔慰金 3 万円以内 供花併科可
	2 会員の役員	弔電
	3 会員の職員（職務遂行中に職務の為に死亡した場合に限る。）	弔電 弔慰金 2 万円以内 供花併科可
	4 協会の役員、委員長経験者（会員事業所在籍者に限る。）	弔電
	5 協会の顧問、参与経験者（退任後 5 年以内に限る。）	弔慰金 1 万円以内
	6 上記 1 の配偶者及び第 1 親等の親族	供花併科可
見 舞 金	7 前各号のほか、会長が弔意を表することを必要と認め、理事会の 承認を得たとき。	弔電 弔慰金 3 万円以内 供花併科可
	次に掲げる者が傷病等により概ね 3 0 日以上入院加療又は在宅療養し、 若しくはこれらのことが見込まれる場合	
	1 協会の役員、委員長、職員、顧問、参与、所属の講師	見舞金 1 万円
	2 会員の代表者及び職員（職務を基因とする傷病に限る。）	
	3 会員の社屋の全壊又は全焼	災害見舞金 5 万円
	4 会員の社屋の半壊又は半焼	災害見舞金 3 万円

別記様式（第7条関係）

慶 弔 記 録 簿

[illegible]